

第2四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------|-------------|---------------|--------------|---------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 船舶動静・使用料管理・運航調整システム用端末機器等一式長期借入 | 情報処理用機器(賃貸) | 三菱HCキャピタル株式会社 | ¥6,222,040 | R4.7.27 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G7 | - |
| 2 | 船舶動静・使用料管理・運航調整システム用ネットワーク機器長期借入 | 情報処理用機器(賃貸) | 三菱HCキャピタル株式会社 | ¥1,988,800 | R4.7.27 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4 | - |

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

船舶動静・使用料管理・運航調整システム用端末機器等一式長期借入

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪港湾局における船舶動静情報の入力や暫定主航路と南港航路との合流部における入出港船舶の運航調整、各種港湾施設使用料の算出、またインターネットを介した外部利用者への船舶動静情報の公開を目的とした、船舶動静・使用料管理・運航調整システム（以下、「本システム」という）において使用するハードウェア（サーバ、端末、プリンタ並びにそれらの付属品等）とソフトウェア（マニュアルを含む）の借入及び保守作業に関するものである。

この度、令和4年7月31日をもって5年間の当初リース期間が満了となるが、本システムは再構築による新環境でのリリースを令和6年1月に予定している。今回リース延長を行わずに機器を新規調達した場合、現行機器から新機器への移行に伴い本システム保守事業者による設定費用が発生することに加えて、法定耐用年数が60ヶ月間であるサーバ等機器を20ヶ月間で新規リースすることはリース事業者の対応が困難であることから、現行機器を継続利用することが最も合理的であるため、リース延長を行うものである。なお、新システムの稼働後も不具合等により旧システム環境を一時的に使用する可能性が考えられるため、終了期間は令和6年3月31日とする。

当該機器は上記事業者が納品・保守を行っており、上記事業者が本業務を履行できる唯一の業者であることから、上記事業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

船舶動静・使用料管理・運航調整システム用ネットワーク機器長期借入

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

本借入は、大阪港湾局における船舶動静情報の入力や暫定主航路と南港航路との合流部における入出港船舶の運航調整、各種港湾施設使用料の算出、またインターネットを介した外部利用者への船舶動静情報の公開を目的とした、船舶動静・使用料管理・運航調整システム（以下、「本システム」という）において使用するネットワーク機器（ファイアウォール及び付属品等）の借入、設定及び保守作業に関するものである。

これまで本システムで必要となる機器一式は「船舶動静・使用料管理・運航調整システム用端末機器等一式長期借入」において借入しており、令和4年7月31日の当初リース期間満了後は、再構築による次期システムの稼働時期にあわせて20ヶ月のリース延長を予定している。しかし、ファイアウォールに関しては製品販売元からのサポート提供が終了することが判明している。サポート提供を受けられない場合、故障発生時に修理が困難となるため、長期間にわたって外部利用者が本システムへアクセスできなくなり、入出港船舶の申請が不可となる等の事態が発生してしまう。

従って、製品販売元からのサポート提供期間内にある製品を導入する必要があるため、ファイアウォールについてはリース延長ではなく新規借入を行うものである。

なお、本システムで使用しているファイアウォールは合計3台であるが、今回新規借入を行う対象機器は、別添仕様書案の別紙2「ネットワーク構成図」において「Firewall1」と図示している外部接続用の1台である。同図において「Firewall2」と図示されている機器2台についても同様にサポート提供が終了するが、当該機器はリース会社において予備機を保有しており障害時のスポット保守が可能であることに加えて、内部接続用の機器のため停止時の影響が比較的小さいことから、停止時のリスクと新規借入により発生する費用を勘案した結果、リース延長を行うこととする。

当該機器は、外部との通信を行ううえでパラメータ設定等が必要であるが、サーバや端末等の他機器と相互に関連するため、他機器を熟知していなければ設定及び保守作業が困難であり、既に契約した業務と密接不可分の関係にある。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）